

==== 公布された条例のあらまし ====

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の新設について

1 条例の新設理由

学校教育法の一部改正に伴い、関係する条例について所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 学校教育法の一部が改正され、学校の種類ごとの目的等に係る規定の整備等が行われたことにより、関係する次の条例について所要の規定の整備を行う。

ア 職員の修学部分休業に関する条例

イ 鳥取県税条例

ウ 鳥取県税条例の一部を改正する条例

エ 貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例

オ 鳥取県認定こども園に関する条例

カ 鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例

キ 拡声機による暴騒音の規制に関する条例

(2) 施行期日は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日とする。

鳥取県手数料徴収条例の一部改正について

1 条例の改正理由

貸金業の規制等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 貸金業の規制等に関する法律に基づく貸金業の登録及び登録の更新に関する事務に係る手数料について定めた規定中、当該手数料を徴収する事務の根拠となる法律の題名を「貸金業法」に改める。

(2) 施行期日は、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日とする。

鳥取県建築基準法施行条例の一部改正について

1 条例の改正理由

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律が施行され、建築基準法の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 手数料の額を定めた規定中、当該手数料を徴収する事務の根拠となる建築基準法の条項を改める。

(2) 施行期日は、公布日とする。

国営土地改良事業特別徴収金徴収条例の一部改正について

1 条例の改正理由

土地改良法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 国営土地改良事業の施行地域内の土地を目的外用途に供するため所有権の移転等をした場合に特別徴収金を徴収することを定めた規定中、引用している土地改良法施行令の根拠条項を改める。

(2) 施行期日は、公布日とする。